

春の全国交通安全運動

令和8年

スローガン

止まってね 譲る優しさ 咲く笑顔

実施期間 <10日間>

4.6 → 15

月

水

◆ 運動重点

通学路・生活道路における
こどもを始めとする歩行者の安全確保

- ・ 通学路や生活道路では、こどもを始めとする歩行者がたくさん歩いています。速度を落とし、歩行者との距離をあけて、安全に通行しましょう。
- ・ 歩行者は、「渡るよサイン」を活用し、ドライバーに対して横断する意思を伝え、安全に横断しましょう。

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の安全運転意識の向上

- ・ 「ながらスマホ」による交通死亡・重傷事故が増加しています。「ながらスマホ」は、自動車、自転車ともに法律で禁止されています。運転中は絶対に使用しないようにしてください。
- ・ 歩行者の保護はドライバーの義務です。ダイヤモンドや横断歩道標識の近くでは、歩行者がいなかしく確認し、横断しようとする歩行者がいた場合は、必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

- ④ ③ ② ①
- ④ ヘルメットを着用
 - ③ 飲酒運転は禁止
 - ② 夜間はライトを点灯
 - ① 歩道は原則、左側を通行
- 交通安全では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車安全利用五則

自転車は車両です。自転車安全利用五則を守りましょう。

また、自転車・特定小型原動機付自転車利用者は、ヘルメットの着用が努力義務化されています。自らの命を守るため、乗る際はヘルメットを着用しましょう。

自転車への交通反則通告制度（青切符）適用 

反則行為をした16歳以上の運転者が取締りを受けると反則金の納付が通告される制度が、4月1日から始まりました。

- (例) 携帯電話使用等（保持）：1万2,000円
横断歩行者等妨害等：6,000円
指定場所一時不停止等：5,000円

